

自然環境保全法の一部を改正する法律の概要

(平成31年法律第20号)

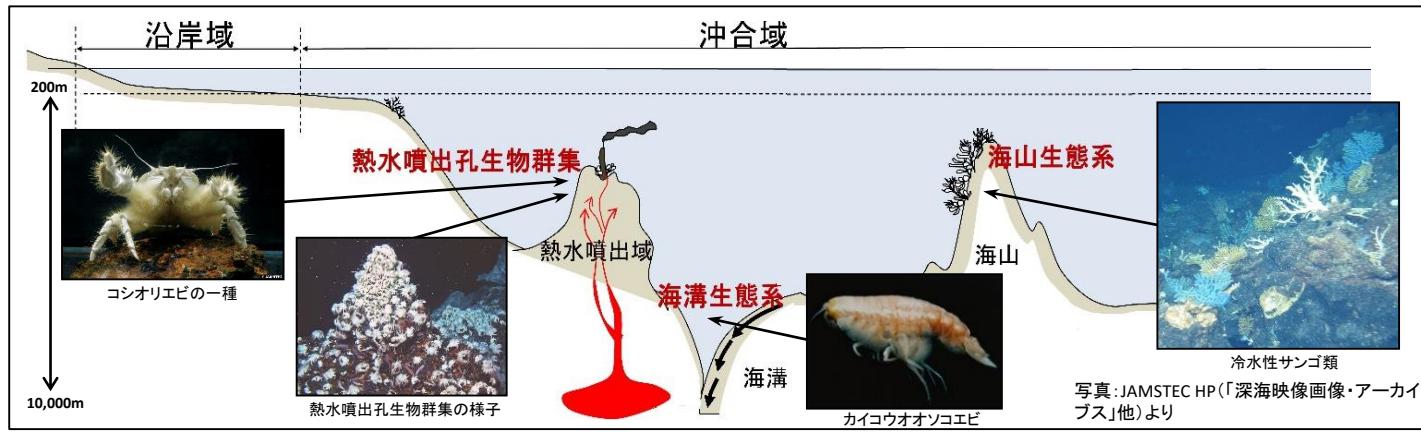
資料 1-2

平成31年4月26日 公布

背景

- 我が国は世界有数の広大な管轄海域を有する海洋国家であり、沖合域には海山、熱水噴出域、海溝等の多様な地形等に特異な生態系や生物資源が存在している。
- 国際的には、海洋の産業利用が進む中、海洋環境の保全が潮流となっており、我が国が主導した愛知目標等の国際目標を踏まえ主要国でも海洋保護区の設定が加速している。(愛知目標では、海域の10%を海洋保護区に設定することとなっており、我が国では沿岸域を中心に8.3%が設定。)
- 国内においては、第三期海洋基本計画(2018年5月閣議決定)に沿って、沖合域において保護区の設定を推進し、保全と利用を両輪で進めていく方針。
- このため、自然環境保全法に基づく新たな保護区制度を創設し、現在有している科学的知見を基礎に予防的広がりをもって保護区を指定し、順応的管理を行うこととし、ポスト愛知目標等の国際的な議論にも積極的に貢献していく。

<保全対象(沖合海底域の生態系その他の自然環境)のイメージ>

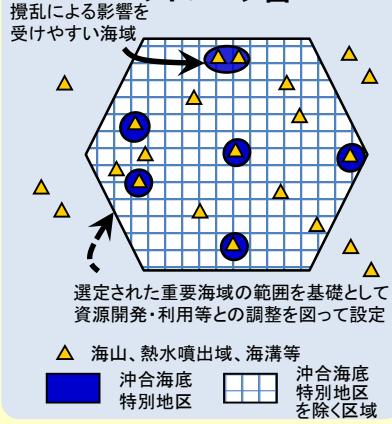


主な改正内容

- 沖合海底自然環境保全地域制度を創設する。
 - ・環境大臣は、沖合の区域※で沖合海底自然環境保全地域を指定する(指定の際には、中央環境審議会等の意見を聞くとともに、関係行政機関の長と協議を行う)。
 - ・沖合海底自然環境保全地域においては、海底の形質を変更するおそれのある鉱物の掘採・探査や海底の動植物の捕獲等に係る特定の行為を規制対象とし、沖合海底特別地区では許可制、それ以外の区域では届出制により規制する。

※ 我国の内水及び領海(水深200メートル超の海域に限る。)、排他的経済水域並びに大陸棚に係る海域

沖合海底自然環境保全地域のイメージ図



生物多様性の確保の一層の促進

愛知目標(2010)及びSDGs(2015)において、2020年までに管轄権内水域の10%を適切に保全・管理することが目標として位置付けられており、この目標の達成にも資する。

※ 沖合海底自然環境保全地域については、科学的知見、自然的・社会的状況の変化等を踏まえ順応的な見直しを行うこととする。

改正法の主な内容

【沖合海底自然環境保全地域制度の創設】

- 環境大臣は、沖合の区域※で沖合海底自然環境保全地域を指定する（指定の際には、中央環境審議会等の意見を聴くとともに、関係行政機関の長と協議を行う）。

※ 我が国の内水及び領海（水深200メートル超の区域に限る。）、排他的経済水域並びに大陸棚に係る水域

□ 規制対象：

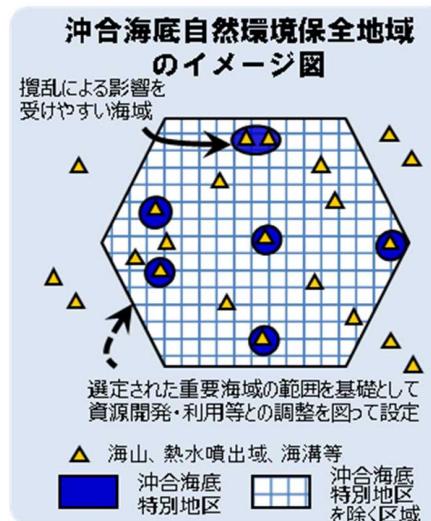
海底の形質を変更するおそれのある以下の行為

- ・ 鉱物の掘採
- ・ 鉱物の探査のうち環境大臣が定める方法によるもの（集中的サンプリング探査法（機器を用いて底質を集中的に収集する方法）を想定）
- ・ 海底の動植物の捕獲等のうち環境大臣が定める方法によるもの（動力船によるえい航行行為を想定）

※ いずれも科学的調査は除く方針

□ 規制方法：

沖合海底特別地区では許可制、それ以外の区域では届出制とする。



沖合海底自然環境保全地域の指定について

【中央環境審議会の答申より】・・・この考え方を基に基本方針等を作成

- 重要海域のうち、沖合海底域に着目して選出した重要海域※を踏まえ、資源開発・利用等との調整を図って、社会的選択として候補地選定を行う。
- 重要海域のうち、例えば海山、熱水噴出域、海溝等を対象として、可能な限りどの生態系の種類もいざれかの海洋保護区に含めるよう指定する必要。
- 優先的・先行的に保全を図る海域としては、小笠原方面の沖合域が有望な選択肢に該当。
- 沖合域では生物相が変化すること、海洋の資源開発・利用についても内容や場所等に不確実性があることを踏まえ、必要に応じ順応的に見直しを行うことが適当。沖合域における自然環境の保全の程度の維持が図られることを前提として、資源開発・利用等の観点から海洋保護区の見直しを行うことも可能とすることが適当。

※ 「生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域）」とは
生物多様性条約において、選出することが奨励され、科学的な選定基準が提示されている。

我が国では、周辺海域の生物多様性を保全していく上で重要度が高い海域を、生態学的及び生物学的観点から、科学的・客観的に明らかにし、各種施策の推進のための基礎資料とするために選定。2011～2013年度に、国際基準等を参照し、抽出のための原則や基準を定め、科学的なデータ解析や専門化等の意見を踏まえて抽出。2016年4月に公表（沿岸域、沖合表層域、沖合海底域で計321海域を抽出）

